大 王 因 年 六 月 二 十 一 日 万 三 奇斯 波 物智可斯四十八 傳舊三號。 昭和十四年三月一日銀行縣 一漢一論一議 一番一番 一種一種

椞

號三第 卷八十四第

年四十和略 外國雜誌論照報 横井 靜態的貨幣理論。動態的貨幣理論 複式簿記法の形成過程に就いて 支那に於ける門戸 公正價格 府支出 **小楠** 現 の意義 と所得増加 ク制の諸問 の經濟思想 れし日本的創造の 題 說 附 題..... 放 苑 叢 究 論 繿 經濟學博士 經 鮗 經濟學博士 iż. 學 濟 済 뢜 žΫ 學 <u>=</u>: 鯡 博 學 壁 작(1: 1: 宫 服 末 本 出 ı‡ı 1 見廣 本 舼 三重 又 彦 郎 馬 次一實助 郎雄 솟

増稅案を論ず

沙兒三

鳯

| 増税の必要と租税收入の現狀

昭 和十四年度に實行せらるべき増稅は一月二十八日の稅制調査會に其の要綱を諮問せられたのであるが、 ቷ

が少くとも五十億圓に上ると云はれてゐる。 ゐ 四百萬圓の一 和十三年度の豫定額たる五十六億圓を確かに突破する事にならう。 るが、 昭和十四年度の財政は公債本位の財政である。二月十四日に衆議院を通過し貴族院にて審議中の三十六億九千 成案を得て二月十八日に衆議院に提出せられ只今折角審議中である。 更に一般會計と四十の特別會計を通じて追加豫算が提出せらるべく、 般會計の本豫算と四十の特別會計の本豫算に於ては約十億圓による新規公債を發行する事となつて 此等の事情を考慮すると昭和十四年度の公債の新規發行豫定額は昭 又臨時軍事費特別會計の 追加豫算

保證準備高を十七億圓より增して二十二億圓としてゐる。然し新規公債の消化には更に其れ以外の方法が必要と なるのである。 公債の消化は順調に進んでゐるが、 即ち五六十億圓に上る新規發行公債は利付債券たる本質より、 日本銀行の手持公債の増加は免れ得ないのであつて、之にそなへる爲めに 少くとも利拂だけは經常收入に仰

云ふ論者も亦增稅を是認する所以である。 費の財源の少なからざる部分を租税に求めると云ふ論者はもとより、 が ね ばならぬ。 經常收入の主要なるものは租稅である。 茲に最小限約二億圓 臨時軍事費の財源の全部を公債に仰げ の増稅を必要とする。 ح n 臨時 よと 事

轉稅、 る。 大藏大臣は臨時租稅增徵法によつて從來よりの租稅を增徵すると共に、 囘顧すれ 揮發油稅の新稅を作つた。 ば過去二箇年の我國財政は增稅の歷史である。 次に、近衞內閣の賀屋大藏大臣は北支事件特別稅によつて增稅を行つたのであ 昭和十二年には二囘の增稅が行はれ 法人資本稅、 外貨債特別 た。 稅、 林內閣 有價證券移 0 結 城

昭 和 十三年 には賀屋大藏大臣は北支事件特別税の代りに支那事變特別税を設け、 更に臨時利得稅を改正 して増

税を行つたのである。

つたと云ふのは實に注目すべき事實である。 十三億七千八百萬圓と云ふ租稅收入を示してゐる。 租税收入額は約十二億圓見當であつたと云はれてゐる。 ながら、 **臥による地方税の輕減を差引くと、實質的には五億三千萬圓の增稅となる。** 力。 くて過去二年間に年額六億六千萬圓の增稅が實現せられたのである。 租税の自然增收が年約二億圓に上ると云ふ有様であつた。 増税と自然増牧とが重なり二年の間に租税牧入額が二倍にな 然るに昭和十四年度では石渡増税を見込まずして已に二 結城増税が行はれなかつたら昭和十二年度の 勿論、 二年間に五億三千萬圓の增稅を行ひ 臨時 地方財政補給金一 億三千萬

試 、みに豫算書によつて昭和十四年度の國稅收入を調べて見ると、 内容的に 次の結果を得 たので ある。 歲入經常

骨税案を論ず

第四十八卷 五〇九 第三號 六九

七千八百九十五萬圓の數字を得る事が出來る。(單位千圓) 部に屬するもの二十億五千九十三萬圓、歲入臨時部に屬するもの三億二千八百萬圓、兩者を合計すると二十三億

二、大五〇	· 遊區 一般 一般 一般 一般 一般 一般 一般 一般 一般 一般	掘 鍍 區 稅 二、八四 九一	別鍍産税一、〇五	八、八〇八	續	法 人 資 本 稅 二七、四九二	種資本利子稅 二、〇五	子稅 四〇、三	資本利子稅 四二、三七八	【個人營業收益稅 三二、七〇四 ·	人營業收益稅 八〇、七八	臂業收益稅 一一三、四八八	地 和 一、五六 二/ 三二/	黒郷に	(田 租 一五、〇八	地 租 四八、二三四	(第二種所得稅 三七〇、一一四 (第二種所得稅 六三、四九一 (第一種所得稅 三七五、八六五	一、所 得 稅 八〇九、四七〇
三五、三〇四	【陶人臨時利得稅 一九〇、一五〇	二、臨 時 利 得 稅 二一九、八四五	經常部小計二、〇五〇、九三四	專 寶 局 益 金 二四〇、九六四	紙稅登錄稅等 六八、一三	稅二、四六	翻 稅 一七五、一九五	有價證券移轉稅 二、三六九	引	引所營業稅 二、	取 引 所 税 二七、一三四	揮 發 油 稅 一一、七三三	織物消費稅 四三、五一二	秒糖消費稅 一一七、六八七	清凉飲料稅 五、〇三五	繩縣酒類出港稅 三〇	酒精及酒精含有飲料稅 八、七二一 麥 酒 稅 五三、二六二 二十二、四七四	一. 酒 税 二五四、七六七

公債及社債利子稅

行

四四四

入場 稅

別

場 稅 入 通

九 二四三

部 煰 ۱١, 計 稅

盩 40

畤

三八、〇八 五三、 九六一

計 二、三七八、

Ę

大臣は恰も此の情勢の下に約二億圓の增稅案を衆議院に提出したのである。

此等の租税は基本税法と臨時租稅增徵法と支那事變特別稅法との三段構えとなつてゐる。

平沼内閣の石渡大藏

増税案の輪廓と臨時利得税法の改正

計へ繰入れる額が三億五千萬圓となつてゐるが、この增稅の結果として更に一億八千萬圓を增し結局の所は約五 は租税の増收となると云ふ立前をとつてゐる所に特色がある。 せば其れでよいと云ふ風に考へられてゐたが、今度の增稅案は一方に增稅すると共に他方に減稅を行ひ結局の所 億三千萬圓を一般會計より臨時軍事費特別會計に繰入れんとするのである。 たる一億八千萬圓が臨時軍事費の財源となるのである。 税法中改正法律案で約一億千四百萬圓增稅し、 八千六百二十萬圓增稅せんとするのである。卽ち臨時利得稅法中改正法律案で約八千百萬圓增稅し支那事變特別 約二億圓の増税と云はれてゐるが、 正確に云へば、二億百十萬圓增稅し千四百九十萬圓減稅し差引一億 臨時租稅措置法中改正法律案で約千五百萬圓減稅し、かくして得 昭和十四年度本豫算では一般會計より臨時軍事費特別會 **咍來、 増税と云へば財政收入さへ増**

増税の形式は臨時利得税法中改正法律案と支那事變特別税法中改正法律案の二本よりなつてゐるが、 更に其の

増税案を論ず

第四十八卷

五一

第三號 七一

平 萬圓となるから、 子税が七十萬圓と云ふ順序である。 すると、 が一千百五十萬圓、 料税と印紙税と物品税とがあり、 内容を明 をは かる事と消費増進の 臨時 かにする。 利得税が八千八十萬圓、 兩者につき特に考慮を排ふの必要がある。 即ち舊稅の增徵としては臨時利得稅と利益配當稅と公債及社債利子稅と砂 利益配當稅が八百五十萬圓、 底力をなす過剰購買力を課税の手段により吸收する事とは、 新税としては遊興飲食税と建築税との創設が考へられてゐる。 **増税額二億百十萬圓の中で臨時利得稅と物品稅とを合して一億三千七百六十** 物品税が五千六百八十萬圓、 清凉飲料税が二百二十萬圓、 殊に戦時異常の利得を得た人に重く課税し負擔 遊興飲食税が三千七百六十萬圓、 建築税が二百萬圓 現今日本財政の二つ 糖 消費税と淸涼飲 分額 公债及社 砂 0 糖消 大さ の要 の衡 债利 費稅 から

年度の く甲種利得とし、 和十三年三月三十一 和六年以 人ならば其の利益が昭和十一年以前三年の平均利益を超過する場合) 年度の利益が昭和十 二月三十 求となつてゐる。 の利益が 前三年の平均利益を超過する場合) 臨時利得稅は滿洲事件の産物であつて昭和十年三月三十日法律第二十號として生れたものである。 日 以 昭 前三年内に終了したる事業年度の全部の平均利益を超過する場合、 和 更に當該年度の利益が昭和九、 四 臨時利得税は前者を志し物品税は後者を窺つてゐる。 日法律第四十三號第四十四號第四十五號により改正を行ひ、 一年十二月三十一日以前三年内に終了したる事業年度の全部 五、 六の三年 の平均利益を超過する場合 の、 ť その超過額に課税するものであつた。 十一の三年の平均利益を超過する場合 (法人にあつては現事業年度の利益が *(*7) その超過額を支那事變に基く乙種利得 從來の臨時利得を滿洲事件 の平均利益を超過する場合、 個人に 然るに支那事變起るや昭 あつては其 (法人ならば現事業 の利 昭 和 六年十 盆 當該 に基 が昭 個

として課税する事となつた。

法人臨時利得税の改正の要綱として次の二點があげられてゐる。

- <u>२</u> 甲種利得に對する稅率を百分の二十とし、乙種利得に對する稅率を百分の四十 (資本金額十萬圓以下の
- 法人に付ては百分の三十)とすること。
- 本金額十萬圓以下の法人の税率も百分の二十五より百分の三十に引上げたのである。 ては年百分の七、 に増資したる場合に平均利益の計算方法につき新設同様に之を扱つた事である。 のであるが、 一の法人臨時利得稅の稅率の引上は滿洲事件利得にあつては百分の十七・二五を百分の二十とする輕徴のも 昭和十二年一月以降の増加資本に對する平均利益の計算方法を改め増加資本金額に付き甲種利得に在り 支那事變利得については百分の三十を百分の四十とした大幅のものである。 乙種利得に在りては年百分の十の割合を以て算出したる金額を其の平均利益とすること。 第二は昭和十二年一月以降 從つて現事業年度の資

個人臨時利得稅の改正は次の二點に分つ事が出來る。

- 4 甲種利得に對する稅率を百分の十二とし乙種利得に對する稅率を百分の二十五とすること。
- 新たに船舶及鑛業權の譲渡に因る個人の利得に對し百分の二十五の稅率を以て課稅すること。

得は百分の二十より百分の二十五に相當の引上をしてゐる。 に關する權利若は設備の讓渡に因る個人の利得に對し新たに百分の二十五を課稅せんとするのである。 個人臨時利得稅の稅率は滿洲事件利得の百分の十一・五を百分の十二にし輕徴の引上なるに反し、支那事變利 次は船舶(製造中の船舶を含む)又は鑛業者は砂鑛業 臨時利得

曽税案を論ず

第四十八卷 五一三 第三號 七三

問星業、 **慶**費 鑛業を含む) 税の課税物件は比較的狹く規定せられ、 得税の課税物件の範圍は頗る廣く、(一)所得稅法に依り所得稅を課すべき第三種の所得中、 運送業、 云つても其の程度は狹いのである。 る權利若は設備の賣却に依る個人の利得とを包含してゐたのに比較すると、 牢 鑛業又は砂鑛業の十八に限られてゐたのを擴張せんとするのである。 鋃 倉庫業、 に因る個人の利得に限られてゐたのである。 恩給、 請負業、 退隱料を除きたる個人の所得と、 印刷業、 出版業、 (一)法人の利得と、 寫眞業、 (二)船舶 席貸業、 即ち物品販賣業、金錢賃付業、 (二) 營業收益稅法第二條に揭ぐる營業 旅入宿業、 (製造中の船舶を含む)又は鑛業者は砂 料理店業、 臨時利得税の課税物件を擴張したと 世界大戦當時に於ける個人戰時利 周旋業、 物品貸付業、 俸給、 代理業、 給料、 (鑛業又は砂 職業に 製造業、 仲 手當、 立業、 關

利得税の場合を考へて見ても當然の事である。 月以降の 法人個人を通じて支那事變利得に對し大幅の增徴を行ふ事に對しては恐らく反對論はなからう。 法人增資の場合を新設同様に扱つた事も懸案の 解決である。 更に個 人臨時利得稅を擴張した事は戰時 又昭和十二年

三 支那事變特別稅法の改正

税法が成立したのである。 北支事件が支那事變に擴大するに及び北支事件特別稅に代り昭和十三年三月三十日法律第五十一號支那事變特別 昭 和 十二年に北支事件が起るや昭和十二年八月十二日法律第六十六號として北支事件特別稅法が定められ 今度の支那事變特別稅法中改正法律案は增稅としては淸涼飲料稅、 砂糖消費稅 印紙 たが

稅、 **法人課税最高限度の改正を定めてゐるが、** 利益配當稅、 公債及社債利子稅、 物品稅 これは次項で論ずる。 の増徴あり、 新税としては建築税、 遊興飲食税を考へてゐる。

税を支那事變特別 第三種として燐寸と酒類とに課稅してゐるのである。 び課税品目を増加すると共に第一種第二種を通じて甲(從價百分の十五)、乙(從價百分の十)に分ち、 種と製造業者を納稅者とする第二種とに分ち從價百分の二十の課稅を行つてゐたが、 支那事變特別税の増稅の中で最も大なるものは物品稅である。 税法が擴張した結果として生れたものである。 物品税の増税は次の三點を目標としてゐる。 物品特別税の當時は小賣業者を納税者とする第 物品税は北支事件特別税による物品 物品税に改めらるるに及 更に 新たに 特別

- 率を高めたのが第一點である。 分の十五)にうつし、 郭 種の 「毛皮又は毛皮製品」「羽毛製品又は羽毛を用ひたる製品」をこ(從價百分の十)より 第二種の 「乘用自動車」「化粧品」を乙(從價百分の十)より甲(從價百分の十五)にうつし稅 押 -(從價百
- 代用物竝にココア」「嗜好飲料但し酒類及清涼飲料を除く」を新たに課稅せんとするのが第二點である。 及同製品並に組物」「果物」を加へ、第二種乙として「化粧用石鹼、 新たに第 一種乙として「玩具」「運動具」「電氣器具及瓦斯器具」「織物、 シヤンプー、 洗粉及齒磨」「茶、 メリ ヤス、 レ 1 ż, 珈琲 フ 及其の 工 ル }
- 及果實酒の税率を十五圓とし、 + 四圓に増したのである。更に第三種の三として飴、 第三種 の二の酒類については、 其の他の酒類にして酒精及酒精含有飲料税法の適用を受くるものの **清酒、** 白酒、 味淋、 葡萄糖及麥芽糖を加 燒酎、 麥酒の税率を五圓より十圓 へ百斤に付二圓の從量稅率を新たに に引上げ、 税率を七圓よ 葡萄酒

設ける事とした。

力を注い 賣課税が 物品税の 此等の改正の中で最も注目すべきは、 C 加 増税總額五千六百八十萬圓の過半は此の兩者が占めてゐる。 Z) はつた事で る のと併せ汚へる必要がある。 ある。 支那事變特別税が酒類に對 高級織物に對し從來の從價九分の織物消費稅の外に新たに從價一 物品税は酒類で約二千萬圓織物で約千萬圓の增收を期してゐるから し造石 稅 の引上を行はずして倉出税たる物品税 **(**) 割 課 あ小 税に

支那事 變特別 税の増 税の 中で物品税以外では利益配當税、 公债及社债利子税、 印紙稅、 砂 糖消 費稅 漕

涼飲料税の五つが

ある。

Ø

政策と步調を共にしてゐる。

課してゐ 利益配當税は內地法人より受くる利益配當金中で配當率年七分を超ゆる金額に對し從來百分の十の比例稅率を たの を 改 めて一割以下には百分の十、 割を超ゆるものには百分の十五とせんとしてゐる。 配當制品 胍

百分の十の課税をしてゐるのを百分の十五に引上げんとしてゐる。 公債及社債利子稅は、 利率年四分を超ゆる國債利子額、利率年四分五厘を超ゆる地方債及社债利子額に對して 低金利政策と併せ考へねばならぬ。

百圓を超ゆるものは百圓又は其の端敷毎に三圓、 錢、二十圓以下のもの六十錢、三十圓以下のもの九十錢、 り階段をつけんとするのである。 次は印紙税の改正 である。 從來は物品切手に對し記載金額の 即ち記載金高三圓以下のもの三錢、 記載金高無きもの三錢と改め增稅をはかつたのである。 五十圓以下のもの一圓五十錢、 如何を問はず三錢であつたの 五圓以下のもの十錢、 百圓以下のもの三圓 ┨. を 圓以下のもの三十 金額 Ø 大小 によ

十錢乙九圓三十錢)、第二種(甲一圓七十錢乙四圓)。 乙四圓)、 砂糖消費税は大體一割見當の增稅を行ひ結局次の如き稅率となる。卽ち砂糖については第一種 第二種(七圓八十錢)、第三種(九圓三十錢)、第四種(十一圓七十錢)。 糖水(七圓八十錢)。 糖蜜については第一種(甲四圓六 (甲一圓七十錢

第三種(壜詰以外のもの)を五割増して四圓五十錢とした。 (玉ラムネ壜詰のもの)を約二割增して八圓五十錢とし、 清涼飲料税は臨時租稅增徵法も支那事變特別稅法も一切觸れなかつたが、 第二種(其の他の壜詰のもの)を五割増して十五圓とし、 今度は増税せんとしてゐる。 第一種

(III) 新税としては遊興飲食税と建築税とをあげる事が出來る。

遊興飲食税により小賣課稅を受ける事となつてゐる。 に納める事となつてゐる。 を課税標準としてゐる。 定めるかと云ふ點に問題がある。 遊興又は飲食に課税するものである。 と純收入二千百萬圓となる。 も課稅せんとするのが今囘の改正である。 遊興税は道府縣雜種税に屬し地方税として相當の收入をあげてゐたが、之を國稅に移管し新たに飲食に 料理店、 時局に際し適切なる新税であるが徴税技術の困難なる事と交付金の分配方法を如何に 遊興飲食税は料理店、貸席、旅館其他命令を以て定むる類似の場所に於てなしたる 貸席、 かくして清酒は、 料理店、貸席、 旋館等の經營者は毎月分の料金を記載したる申告書を提出し翌月末まで 收入見積は三千七百六十萬圓であるが地方交付の千六百萬圓を差引く 酒税により造石課稅を受け、 旅館等の經營者が其の遊興又は飲食に關し領牧すべき金額 物品税により倉出課税を受け、

建築税は 「居住の用に供する家屋」「料理店業、 席貸業その他之に類似する營業の用に供する家屋に して命令

増税案を論ざ

園 を以て定むるもの」「演劇、活動寫眞、演藝又は觀物の開催の用に供する家屋」を新築均築又は改造したる場合 に課するものである、 れるのは從前と變りがない。 だを控除したる金額にして税率は百分の十である。 此等の家屋の建築價額が一萬圓米滿の時は兇稅する事とし、課稅標準は建築價額より五千 尙、 家屋新築の際に道府縣雜種税たる不動産取得税の課税せ

四 臨時租税措置法の改正

改正法律案と支那事變特別稅法中改正法律案とに恭く減稅の問題にうつり 月三十一日法律第五十二號として定められ、 る。 以上は臨時利得稅法中改正法律案と支那事變特別稅法中改正法律案とに基く增稅であるが、 時局關係に基く減稅を規定してゐるが、 た V 臨時租稅措置法は昭 更に改正を加 臨時租稅措置法中 へんとしてゐ 和 十三年三

金及研究費に對する課税の輕減、 減稅は生產力擴充、 産業振興の目的に出で、 減價償却年限の短縮等の方法によつてゐる。 留保所得の輕課、 重要物産製造業に對する免稅範圍 の擴張、 補助

法人の留保所得の一部に付所得税輕減の道を拓く爲めに支那事變特別稅法と臨時租稅措置法との改正を

試みてゐる。

正を加はんとするのである。 3 支那事變特別稅法第二條第三項は所得稅の緩和規定を設け課稅最高限を定めてゐるのであるが、 現行法と改正法案とを對照すると次の如くである。 その改

得及超過所 増徴税額ハ普通所得ノ百分ノ五 ト臨時利得税額トノ合計金額ヲ控除シタル殘額ヲ超ユル 依リ ノ規定ニ 得二 普通所得 對スル 依 ル 普通所 所得稅額 對スル 得及超過所得二 所得税ニ 十二相常スル金額 (所得稅法第二十 加算スル税 濧 ス 一條 ル 額ヲ 肵 いノニノ 普通所 得稅 含マ ル所得税ニ加算スル税額ヲ含マズ)ト臨時利

規定ニ

コトヲ得ス

税額(所得量とう物徴税額の左ノ金額ヨリ共前二項ノ規定=依ル普) (所得税法第二十一條ノ二ノ規定=依り普通所得= リ普通通所得及超過所得ニ哲通所得及超過所得ニ對ス 法 得税額トノ合計 加所得ニ對スル所得

得稅

保シタル金額ノ百分ノ十五ニ相當スル金額ヲ:・普通所得ノ百分ノ五十五ニ相當スル金額ヲ金額ヲ控除シタル殘額ヲ超ユルコトヲ得ズ 控除シ ŋ 軤 通所 タル の得中間

得稅輕減の一方法である。 課税最高限を定むるに當り 勿論、 普通所得中留保したる金額 留保をなさないか又は極めて僅か Ø 百 分の + Ъ. の留保をなすに止まる法人については、 \subset 相 崖 する金額を控除する事 ئے た 0 課 は 稅 所

る例外である。 最高限を普通所得の 大體論から云つて此の改正は減稅である。 「百分の五十」より「百分の 五十五二 に増したの は 種の増税となるが こ れ

は

揻

めて

۳ 次は臨時租税措置法に第一條の二を設け留保所得の 所得税を輕減せんとするものである。 曰く

運用金額ニ 於 テ其ノ超過部分ノ全部又ハー部ニ相當スル金額ヲ命令ヲ以テ定ムル方法ニ依リ 人ノ各事業年度ノ普通所得中留保シタル金額が其ノ事業年度ニ於ケル普通所得ノ十 百分ノ二・四五ヲ乗ジテ算出シタル金額ニ 相當スル所得稅ヲ 輕減ス 運用スル 分ノ四ニ ŀ ŧ 相當スル ハ 命 令 Ž 金額ラ 定 ヘムル 超過スル 所 依 リリ其 場合

法人 、の資産内容を堅實ならしむると共に留保所得を國債消化と生産力擴充とに利用せしめんとするのである。

重要物産製造業に對する発稅範圍 の擴張は、 뎲 胩 租 税措置法第一條の三に次の條文を設けるのであ る。

營業收益 肵 所得稅 依リ設備増設 税ヲ 法第十九條及營業收益稅法第八條ノ規定ニ依り指定シタル ・発除ス ノ年及其 ノ翌年ヨリ三年間其 ノ増設シ タル 設 備 物産ノ製造業ニ付其ノ設 = 依 ル 物產 製造業務ヨ ŋ 備ヲ増設シタル者ニハ命令ノ定ム 生ズ ساز 所得及純 盆 1 付所得稅及

増税案を論ざ

八 Ŧi. 九 -L 九

開

37

生

ズル

所得及純

盆

Ó

始又ハ設備増設 令ヲ IJ テ 指定 ノ年及其ノ翌年 鐭 造方 付所得稅及營業收益稅ヲ免除 法ニ 2既及營業收益税ヲ免除ス ョリ三年間其ノ製造方法 依 ル 物產 ア製造ラ 開 始シ Ŋ _ 依 ル者 ル物産ノ製造業務又ハ其ノ憎設シ X 其 ノ設 備ラ 骨設シ Ą n 者二 Ŗ ハ ル 命令ノ定ムル た設備ニ 依ル 物產 所 = 依 製 IJ 造

栊 法第 九條及營業收征稅法第八條に依り指定 し た る物 彦 の製造業と云 . اکر Ø 11 仌 0 種 類 0 \$ Ø ی

類、軌條、一、鐵ノ條、 ノ地金 ルト、鎧及ア 金 ツケル、 銀、 板竿、 クロー 鉛 線及管、 丁形山形 ル <u>GE</u> ** === ミニンの場 陌 三、鉤 マグネシウムノ合金 轉スル鐵製ノ機械ヲ含ム)及動力ヲ以テ渾、汽罐、原動機(機關車 ア ル 合金! 3 =: ウムノ合 條, 竿、 金: 板 運車 及 石炭酸、ゲリュ 一番カリ、燐酸アンモン、硝酸(アンモン、硝酸(アンモン、水酸) ブラツク、石灰窒素、硫ト、チタン白、カーボン、アルミナ、クリオリツ

九八七 カ

及營業收益税を発除してゐたのである 鑄鐵管ヲ除ク) 重要物產製造業 K . 對 し が 崩 業 今度の改正により單に開業の場合に止まらず、 Ø 年及 其 の翌年よ b 三年 間 其の 業務より生ず る所 設備 得 を増設 及純 盆 したる場合 ľζ 付 所

稅

は設備 從來は の増設. 物産の L たる後三年間 種 類 ĸ Ø み発除の \sim b たり 標準を定めてゐるが、 所得稅及營業收益稅 の発除を行はんとするので 更に一 歩を進め製造方法 あ Ø 如何 る。 K より 事 Ø 開 始又

にも発除を適

用せんとするの

Ċ,

ある。

從來は

此等

Ø

設け、 四 「を設けんとしてゐる。 7 更に時局に緊要なる事業に付固定資産の減價償却年限を相 生產 力擴充又は産業振 次 Ø 如 一興の爲めに交付したる補助金又は き内容である。 當程度短縮する爲め 必要なる各種 D. 研究的 に臨時租稅措置 支出 で開 L 課 法第 稅 上 特 條 例 を O

ヲ 掲グル 設 クル コ ト 事項 ニ付テ ヲ 所 得稅法ニ依ル所得、 **營業收益稅法ニ** 依 ル 純盆及臨時所得 税法コ 依 ル 利 盆 計算二 闗 命令 ヲ 以テ

一、命令ヲ以テ指定スル國庫補助金ノ收入

一い命令ヲ以テ指定スル事業ニ關研シ究ヲ爲スニ要シタル支出

三、命令ヲ以テ指定ヌル事業ノ用ニ供スル建物(工場用以外ノ建物ヲ除ク)、機械其ノ他ノ設備及船舶ノ價額ノ償却

國庫補助金收入が益金に計算せられ研究的支出が益金の處分と見られるのに對し、特例を設ける事となつた。

五 税法の複雑化と根本的改革

る。 る事となる。筆者は本増税案を最低限の増税案として之を承認するものである。然し問題は寧ろ今後に存してゐ 費特別會計の追加豫算の金額が如何ほどになるかによつて今度の増稅案は或は適當であり或は過少の批難を受く あるから望みを將來にかける事が出來る。 極 石渡大藏大臣の言によれば、 めて簡單ながら増税案の大體を説明した。近く提出せらるべき一般會計四十特別會計の追加豫算と臨時軍事 中央地方に通する税制の根本的改革が昭和十五年度より實現せられるとの事で

税制の根本的改革は形式的と實質的との兩方面より要求せられてゐるが、實質的方面は暫く措き形式的方面の

みを一瞥したい。

財政補給法を如何に制度化するかゞ形式上の第一の問題である。 中央財政地方財政との關係について見るに、「臨時」の名を付しながら増すを知つて減ずるを知らない臨時地方

税にとり此の三者の關係を示せば右の表を得る事が出來る。 第二に基本税法と臨時租税増徴法と支那事變特別稅法との三者の關係を如何にすべきやの問題がある。 例を酒

増税案を論ず

第四十八卷 五二一 第三號 八一

	基本稅率	增臨時 稅 稅 稅 稅	物品税率	税物を登り
二十三度以下の濁酒	三十六圓	ナシ	ナシ	二十六圓
二十三度以下の淸陋白酒三十度以下の味淋	四十個	四十五圓	一一	五十五團
	四十個	四十五圓	一侧	五十五圖
こえど人下つ善	一圓五十錢	一圓七十錢	ナシ	一圓七十錢
の 場 国 国	[] []	四 七 七 日	十	近十七世
(三十度超過(一度毎の増率)	一圓五十錢	一圓八十錢	ナシ	一圓八十錢
二十三度を超ゆる濁酒(一度に對する定率)	一圓八十錢	ナシ	ナシ	一圓八十錢
超ゆる燒酎(一度に對する定率)二十三度を超ゆる味淋、四十五度を二十三度を超ゆる淸酒、白酒、三十度を超ゆる味淋、四十五度を	一圓八十錢	二圓十五錢	(十 圓)	(其他に十圓)二 圓 十 五 錢
774	一十五圓	三十五圓	十	十 五
葡萄酒、果實酒	ナシ	ナシ	十五頁	十五個
他の酒類にし	四十二圓	五十個	四圆	六十四圓
受くるもの	一圓八十錢	二圓十五錢	(千四頁)	(其他に十四圓)二圓十五銭

消費税の外に物品税の課税を受けてゐる。家屋建築は不動産取得稅と建築稅との二囘にわたり負擔してゐる。か 日本の税制が過去二年間に形式的に複雑化し理解に困難なる事は事實である。 くの如き租稅の複雜化に對しては或は充分に理由づけられる事もあり或は說明の困難なる場合がある。兎に角、 酒類は基本稅、臨時租稅增徵、物品稅の外に更に遊興飲食稅で課稅せられる事となつてゐる。高級織物は織物 かくて税制の根本的改革は形式と實質との兩方面より出發せねばならぬ。